

**令和8年度 東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」企画編集業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

令和8年度 東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」企画編集業務委託

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業目的と概要**

東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」は、区民と区役所を結ぶ情報媒体として、市政・区政に関する重要な情報を伝えるとともに、行事や地域情報の紹介など、区民に役立つ情報を提供している。

区民が求める情報や区として確実に届けたい情報をわかりやすく提供し、広報紙を通して、区民の区政への理解や関心を高めるきっかけとなるよう魅力あふれる紙面づくりを行うことを目的として、民間事業者から広く企画提案を募集する。

**(2) 業務内容**

別紙「仕様書」を参照のこと

**(3) 契約上限金額（委託料）**

金 5,140,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

**(4) 契約期間**

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

**(5) 履行場所**

本市指定場所

**(6) 費用分担**

受注者が業務遂行にあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**3 契約に関する事項**

**(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

**(2) 委託料の支払い**

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。ただし、各月の履行確認後、受注者からの請求に基づき、部分払いをすることができる。

**(3) 契約書案**

別紙参照

**(4) 契約保証金及び保証人について**

契約保証金 免除

保証人 不要

#### (5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 広報紙の企画・編集業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、(5) ア及び(5) イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 法人格を有すること
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (3) 「参加申請書」の提出期限から契約日までのいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 過去 5 年以内に官公庁など公的機関が発行する広報紙・情報誌の取材を伴う企画・編集業務を行った経験を有する者

- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

## 5 スケジュール (予定)

・公募開始及び質問受付開始	令和7年12月22日(月)
・募集要項及び仕様書に関する質問受付締切	令和8年1月5日(月)
・募集要項及び仕様書に関する質問に対する回答	令和8年1月7日(水)
・参加申請書提出期限	令和8年1月13日(火)
・参加資格決定通知	令和8年1月15日(木)
・企画提案用原稿データに関する質問受付締切	令和8年1月19日(月)
・企画提案用原稿データに関する質問に対する回答	令和8年1月20日(火)
・企画提案書等提出期限	令和8年1月30日(金)
・企画提案会(プレゼンテーション)・選定会議	令和8年2月13日(金)
・選定結果通知	令和8年2月18日(水)
・契約締結・業務開始	令和8年4月1日(水)
・事業完了	令和9年3月31日(水)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 募集要項及び仕様書に関する質問の受付・回答

#### ア 受付期間

公募開始から令和8年1月5日(月)午後5時30分まで

#### イ 提出方法

「募集要項及び仕様書に関する質問票」(様式6)に記載し、「9 提出先、問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。送付後は電話確認を行うこと。

※電話、来訪など口頭、郵送、FAXによる質問は受け付けない。

#### ウ 回答方法

令和8年1月7日(水)に区ホームページに掲載する。

### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 受付期間

公募開始から令和8年1月13日(火)午後5時30分まで

#### イ 提出書類(各1部)

- ① 公募型プロポーザル参加申請書(様式1)
- ② 同種業務実績調書(様式2)
- ③ 法人の概要(様式3)
- ④ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書
- ⑥ 印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可)
- ⑦ 使用印鑑届(様式4)
- ⑧ 申請内容確認書(様式5)
- ⑨ 消費税及び地方消費税の納税証明書  
(提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可)  
税務署の様式その3又は様式その3の3(法人)  
※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと(様式は自由)
- ⑩ 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書

(提出日前3か月以内に発行のもの、写し可)

※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと(様式は自由)

※④～⑩は令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録があれば省略可能

ウ 提出方法

持参もしくは送付すること。提出書類に不備がある場合は、受付しない。持参の場合は、本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までとする。送付の場合は、簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)により送付し、提出期限までに必着とする。なお、送付事故等により不着となった場合においても、本市は一切の事情を考慮しない。

エ 提出場所

「9提出先、問合せ先」に記載のとおり

オ 参加資格決定通知

令和8年1月15日(木)に電子メールにより通知する。

### (3) 企画提案書の提出

ア 受付期間

参加決定通知を受け取った日から令和8年1月30日(金)午後5時30分まで

(送付の場合は、令和8年1月30日(金)午後5時30分必着)

イ 提出書類

① 公募型プロポーザル 企画提案書(様式8-1)、(様式8-2)、(様式8-3)

② 企画提案作品

③ 見積書及び事業費内訳書(様式9-1)、(様式9-2)

ウ 提出部数

7部(正1部、副6部)

(ア) 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、事業者が推定できる記載は行わないこと。

(イ) 期限後の提出・差し替えは認めない。

(ウ) 書類提出に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとする。

エ 提出方法

持参もしくは送付すること。提出書類に不備がある場合は、受付しない。持参の場合は、本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分までとする。送付の場合は、簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)により送付し、提出期限までに必着とする。なお、送付事故等により不着となった場合においても、本市は一切の事情を考慮しない。

オ 提出場所

「9提出先、問合せ先」に記載のとおり

カ 企画提案用原稿データに関する質問がある場合

受付期間：令和8年1月19日(月)午後5時30分まで

提出方法：「企画提案用原稿データにかかる質問票」(様式7)に記載し、「9提出先、問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。メールの件名は「東淀川区広報紙企画提案用原稿データにかかる質問」とし、送付後は電話確認を行うこと。

※電話、来訪など口頭、郵送、FAXによる質問は受け付けない。

回答方法：参加決定した者すべてに対して、「公募型プロポーザル参加申請書」(様式

1) に記載のメールアドレスあてに、全質問に対する回答を令和8年1月20日（火）までに電子メールで回答する。

※受信後、必ず電話で受信連絡をすること。

## 7 選定に関する事項

### (1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(配点設定) 各選定会議委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり

評価項目	配点
読者へのアピール・新規読者の獲得への工夫	45点
わかりやすい紙面づくり	25点
業務遂行能力	20点
価格の妥当性	10点

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」企画編集業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定会議委員は、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を基に審査基準に沿って審査を行う。

ウ 企画提案会（プレゼンテーション）・選定会議

日時：令和8年2月13日（金）午前10時から（予定）

場所：東淀川区役所 3階301会議室

※詳細については、参加資格通知の際に通知する。

エ 選定会議委員全員の点数を集計し、評価点が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。なお、評価点が最も高い企画提案者が複数いる場合は、大項目1「読者へのアピール・新規読者の獲得への工夫」（配点：45点×3人）における獲得点数が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。

なお、審査の結果、総得点および大項目3「業務遂行能力」において選定会議委員全員の得点が満点の60%に満たない者は、選定しないこととする。

オ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しないものが提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ 契約上限額 金 5,140,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えた金額を提示したもの

エ 選定会議委員に対し、直接・間接を問わず故意に接触を求めること

オ 他の参加者と企画提案の内容又はその意志について相談を行うこと

カ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

キ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

ク その他、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果については、令和8年2月18日（水）に、全ての参加者に通知し、

また、本市ホームページに掲載する。

## **8 その他**

### **(1) 提案に要する費用、条件等**

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本案件に関する大阪市一般会計予算が成立しない場合、この業務委託は行わない。契約の締結は、令和8年度予算が成立したときとする。  
上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

## **9 提出先、問合せ先**

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号  
大阪市東淀川区役所総務課（広報・広聴相談・総合企画）  
TEL：06-4809-9683  
電子メール：tm0002@city.osaka.lg.jp